

さいたま市告示第 1 2 8 3 号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、告示の日より 1 5 日間、さいたま市建設局南部建設事務所土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 8 月 1 日

さいたま市長 清 水 勇 人

道路の種類 市道

路線名	区間	変更前 変更後	幅員 (m)	延長 (m)
E 第 1 9 3 号 線	さいたま市浦和区常盤二丁目 15 番 5 地先	前	2.82	12.94
	さいたま市浦和区常盤二丁目 15 番 4 地先		2.83	
	さいたま市浦和区常盤二丁目 15 番 5 地先	後	4.00	12.94
	さいたま市浦和区常盤二丁目 15 番 4 地先			
E 第 1 9 4 号 線	さいたま市浦和区常盤二丁目 15 番 1 地先	前	3.38	29.83
	さいたま市浦和区常盤二丁目 15 番 6 地先		4.01	
	さいたま市浦和区常盤二丁目 15 番 1 地先	後	4.01	28.89
	さいたま市浦和区常盤二丁目 15 番 6 地先		4.03	